

岩手県告示第378号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成25年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 岩手県三陸北沿岸野田海岸野田地区海岸

2 指定区域 次の点1から点35までの各点を順次に直線で結んだ線及び点35と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点1 北緯40度06分44秒9695、東経141度49分23秒8625
- 点2 北緯40度06分44秒3415、東経141度49分23秒8707
- 点3 北緯40度06分44秒1833、東経141度49分24秒1382
- 点4 北緯40度06分44秒0303、東経141度49分24秒2213
- 点5 北緯40度06分44秒6508、東経141度49分25秒3043
- 点6 北緯40度06分44秒2467、東経141度49分25秒6878
- 点7 北緯40度06分45秒7527、東経141度49分28秒4476
- 点8 北緯40度06分46秒0876、東経141度49分29秒1773
- 点9 北緯40度06分46秒4962、東経141度49分29秒8232
- 点10 北緯40度06分47秒2854、東経141度49分31秒1740
- 点11 北緯40度06分47秒6310、東経141度49分31秒8747
- 点12 北緯40度06分48秒2018、東経141度49分32秒9035
- 点13 北緯40度06分47秒8971、東経141度49分33秒2061
- 点14 北緯40度06分48秒5111、東経141度49分34秒3225
- 点15 北緯40度06分48秒8686、東経141度49分34秒8953
- 点16 北緯40度06分49秒2274、東経141度49分35秒6053
- 点17 北緯40度06分51秒2423、東経141度49分39秒1988
- 点18 北緯40度06分51秒5637、東経141度49分38秒9738
- 点19 北緯40度06分55秒6022、東経141度49分46秒1710
- 点20 北緯40度06分55秒5397、東経141度49分46秒2305
- 点21 北緯40度06分56秒3506、東経141度49分47秒6756
- 点22 北緯40度06分56秒7059、東経141度49分47秒8758
- 点23 北緯40度06分57秒3294、東経141度49分47秒9355
- 点24 北緯40度06分57秒5546、東経141度49分47秒7763
- 点25 北緯40度06分57秒8726、東経141度49分47秒9292
- 点26 北緯40度06分58秒0056、東経141度49分47秒8082
- 点27 北緯40度06分58秒0115、東経141度49分47秒2942
- 点28 北緯40度06分57秒9565、東経141度49分47秒0163
- 点29 北緯40度06分57秒4810、東経141度49分46秒4989
- 点30 北緯40度06分57秒3780、東経141度49分46秒0075
- 点31 北緯40度06分51秒9231、東経141度49分36秒2829
- 点32 北緯40度06分50秒3247、東経141度49分33秒4177
- 点33 北緯40度06分49秒6813、東経141度49分32秒2355
- 点34 北緯40度06分49秒4503、東経141度49分31秒8616
- 点35 北緯40度06分48秒0272、東経141度49分29秒3446

備考 関係図面は、岩手県農林水産部農村建設課及び県北広域振興局農政部に備えておいて縦覧に供する。